



五

大
茶
紙

四

特	別
~ 12	
5103	
4	





徳倉成氏因性行氏一乳母永亨十年十月朔
 日永亨十一年九月朔日徳倉小八幡社正落し
 所瑞氣年昌在酉堂落きし常陸國佐人執
 波別当大吏布亦二人赤井中甲列志のひく
 振治の事かたれれり信濃の藩の大新録
 寺持光氏於之指録のう同十二年三月廿
 念九日人常陸國中郡に轉記して逆心成企
 回古下徳成氏朝と於之筆城ありしは大新
 持光の家臣其意固法社二人と所為して古
 時徳成の城に筆城と

忠・城門文庫

経法臨終の時身之人生補陀一とくしを
教を會見二人禁をたすく白出好ありん
法法國系并道場令瑞年とし生言を氷
身主度空にくいよるし中色もまの神也に道
一人命助英法も後古故り系も文にの如と
らる人いふれ軍節や其事二人因心も
と二人の教をたすくも思成り念及とらる
身主も事にあつ波備は祐明は漸か後なり
い人誕生れ時より山新遷師をありし傳
人の三法の家を二それ等証者中り告はる

聖しり

法をわが心にはありしに
法をよこししにありしに

波僧ありに有かき山告りれ山を告る教
乃教に書有儀別の時しりしに左程は書
其之松其房も入道種念よ一振れしく改務を
司りする者より一人よひしにく融となん
大余子の由る孫と出さすといふるなり法
正白河院小龍射する念れ文証討する海鏡
ぬ中書ありと人いふく立ひしに西海に念

小し帝の向くありては、その武王の臣が
ぬる人の部は我時三王を亡くし、時政は象を
先ひて、道理ありて、その子孫相承あり
其れをも、その身深かた、時政の押、象られ、楚死我
時又、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
氏、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
これぬか、その子孫、その部、一男時
王、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
法を、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
心、其れを、その身、その子孫、その部、一男時

口事、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
あ、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
礼法を、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
と、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
を、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
江の、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
四、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
書籍を、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
江、其れを、その身、その子孫、その部、一男時
是、其れを、その身、その子孫、その部、一男時

國より來り細書りし皇利の公は授けられ兼和
七年に小群の曾と此れ國にありし時建立此
西國九年の皇臨國よりありしと向此の時山前
可と建立するしと四海は今好むとす久成建此
元建此尾年久の海法とて改新より今此取り
移る建立するしと近代の國に授けられしは
今度此房より公方由名をうけの地を授けられし
領を考へてし海書籍と細書りしと
らんといわれしは此の法國よりありしと建立
よりしは此の法國よりありしと授けられしは

猶心くしは此の法國よりありしと授けられしは
はるしと此の法國よりありしと授けられしは
京師よりありしと授けられしは
御采具法子の我勝も御采具を授けられしは
公に授けられしは
乃相授けられしは
家には授けられしは
是れ法を授けられしは
しと授けられしは
是れ法を授けられしは

軍の紅毛を討つに漸く守りし一軍部へは
しるべき事なりと知れりしを片々と海軍
領事部へ山の因縁を告げ相違なく
京師に中下知を法政務を当りしとき
より一法行下する同年十月晦日所出
しそ由後あり相承より所一字と法下と承
且後元服ありを馬以成中とやし時未承
方し教成しし時也龍を死に上極志帝
憲憲と承しと其後成来しり又相承し
の事ありと承しし一也一法地と承しし

今年癸酉二年行丹晦の憂意を所
に高り因縁を告げ梅院とて大法事あり
郊甲列武列佐列に所聞基に承りし
信徳念に集叙又京に勅使ありし佛統
師を改く難事あり 景和者陸庄 藍田瑛
室に古抄ありし借し討死しし 室の
捕りし事ありし勅義軍に房列あり打てし
之徳守國と相承し一徳念に承徳城に
男中務と相承し一徳念に討死の時
多量に承りし懐中に懐く事陸乃

くとも同名陸奥守のくとも申すより成氏は味方と
かりのくとも上杉を妨げ槍威とくともなる雄
いぬあをくともふたのくともいぬれくとも右長尾と其間を和
ふたのくともは位とくともなる孫と右長尾は其間を和
ましくともくとも右長尾は其間を和と相諍と味
方心乃たを和と位と事此のくともいぬれくともなる孫
まはくともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
二年卯月九日其勢を右長尾と孫余乃其和
に押さるる威威のくともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
軍をまじくともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫

夕ア九日の夜に右長尾のくともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
合戦難儀ゆかすくともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
くともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
戦事易くともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
いぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
討死してくともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
中流の孫と事此のくともいぬれくともなる孫
孫と事此のくともいぬれくともなる孫
常しくともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫
余人討死してくともいぬれくともなる孫と事此のくともいぬれくともなる孫

近江道憲忠の令度は軍心よりおつたれ
ともうと海にいとふいふれに相列七江の播磨
も白家より上校安房も入道と令身道輝より後
僧後判より江の河津の御陣へ参り志願りに憲
忠父子より参り送意にありけりよ家令より
乃令より之の白家憲忠より自より白家平より
近江もこれ成氏に細江ありて白家平より
近江もこれ成氏に細江ありて白家平より
近江もこれ成氏に細江ありて白家平より
近江もこれ成氏に細江ありて白家平より

此より

美奈執務事上校右衛門尉憲忠雅重
其職後依為徹若本尾江邊へ入道自為
法務令憲忠如公務古田内中古入道為諫
令憲忠後息遠自令傍美刺梅種々
遠意辭及止急非古江後二十堪心山古
去凡九日宿後居江古古時自九一日為
長尾の西岸張り卒多勢家名腰懸浦
被令教也古山下野古家人被令令討
死非其後被令中此澤一非古交子家
新取小回被令古字如古以下為御方被

刻書就問函說等字封教批列指在店
引通正 被合就繼以以長持合等道統
僧乃其為身略自該列其執中法卷
新治以百以寬宥之候父子其今優其旨
中何以交之重之今難流法句七法正仁梅
要害之由甚國惟原於長屬古國以下志
況若迷之可如強封由今國故以以一件
事不為多附自難可致江進石相請長孫
之席國為諸公言之干今卷門能
一 太象竟其自元其法以日可多之而可

不自他而經心之便如以常意者被友人中表
尾名字教出皆其情小情小夫山下教中人
此多之因法能

一 安房入道後國事可執行政務之由可被
任也

一 去年一月合我時就切中中人可說其下漸
感之由教書也

一 國事法傳其武列之列一據官中可致
志節自以漸教言以者尤可致好也

一 贈長安院門主若其社務速材何亦

苗田山

一 奉射系部一切石好私曲以於月今以後
者可抽之ニ忠勤作所學安房入道維維
后傳以早速可帰相旨事卜上裁以者
の巻入以武由越可経振可之被露流也
心と境と

六月十二日

成氏

巨海習入道後

同八月成氏福念之御降命十月憲忠御命以
義之七活より降命之是ハ奉公之御教書
より成氏和融之御也

